令和5年3月31日

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号) 第 34 条の 9 第 1 項及び第 34 条の 12 第 1 項の規定に基づき、国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知があったので、同法第 34 条の 9 第 2 項及び第 34 条の 12 第 2 項の規定に基づき、その要旨を公表する。

1. 令和2年度当初予算における国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実 績の概要の要旨

## (1)支出件数

総務省	約 36 件
文部科学省	約 133 件
厚生労働省	約 14 件
農林水産省	約 120 件
経済産業省	約 1,014 件
国土交通省	約 25 件
環境省	約 12 件

(2)支出金額

XIII.	
総務省	約 14 億円
文部科学省	約 24 億円
厚生労働省	約5億円
農林水産省	約 13 億円
経済産業省	約 324 億円
国土交通省	約3億円
環境省	約 12 億円

- 2. 令和2年度補正予算における国等の特定補助金等及び特定新技術補助金等の支出の実 績の概要の要旨
- (1) 支出件数 約10,225件
- (2) 支出金額 約929億円

※従来の経営強化法に基づく特定補助金等については、今回の法改正の附則により、指定 補助金等とみなすこととしている。

(参考)

〇科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和2年6月24日法律第63号)抄 附 則 (中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(以下この条において「旧中小強化法」という。)第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

2・3 (略)